

くるみん認定書授与式を実施しました！

(基準適合一般事業主認定)

国立大学法人長崎大学

(所在地：長崎市 業種：教育・学習支援業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成27年7月13日に「国立大学法人長崎大学」（学長 片峰 茂）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



国立大学法人長崎大学
副学長 伊東 昌子 様

大塚長崎労働局長

国立大学法人長崎大学の取組の概要

○認定企業（国立大学法人長崎大学）の概要

所在地	長崎市
労働者数	4,401人（男性1,983人、女性2,418人）
事業内容	教育・学習支援業

○行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日）

- 1 学内学童保育を開始する。
- 2 学内保育所（文教地区）設置の意向調査を行い、職場改善に努める。
- 3 男性職員の育児休業取得を促進する。
- 4 メンター制度を継続するとともに、若手教員のメンターを増員し、相談体制の充実を図る。

企業からの一言

○行動計画策定に当たって工夫した点

職員数が多いため、周知についてはホームページ掲載、メール配信し、坂本キャンパスにおいてはイントラネットに掲載を行いました。

○行動計画策定・実施の効果

学内学童保育の利用希望者が年々増加傾向にあり、職員の仕事と子育ての両立がしやすい職場環境になっていると思われます。また、男性職員については、2名が育児休業を取得しました。

○育児休業を取得した男性従業員の声

職場では育児休業を取得しやすい雰囲気があります。上司のみならず、同僚、後輩、部下と職場全体として育児への支援（職務負担の軽減）環境が整っていると感じています。私を含め特に男性職員が育児休業を取得して子育ての大変さを実感することにより、相乗的にほかの職員の子育てに対する支援へつながっていくと期待しています。

○育児休業を取得した男性従業員の上司の声

男性の育児休業取得は男性の家族への関わりを増やし、女性の社会進出を促す社会的に意味のある制度であると思います。当部署は、日頃からスタッフが不在にしても部署内で対応できるように心がけていることに加えて、事前の本人の段取りもしっかりしており、休業中に業務の支障はありませんでした。今後も、育児休業に限らず家族との触れ合いのための休暇取得を行いやすい職場でありたいと思っています。

*一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

*次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

○一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

○計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

○計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

*次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

*くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用均等室 電話095（801）0050

